

次世代住宅プロジェクト2025
に関する評価、調査及び普及・広報を実施する者の公募についての公示

令和6年3月12日
国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、次世代住宅プロジェクト2025に関する評価、調査及び普及・広報を実施する者の公募について公示します。

1. 事業の概要

(1) 事業名

次世代住宅プロジェクト2025に関する評価、調査及び普及・広報を行う事業

(2) 事業の目的

本事業は、上記(1)に掲げる事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

※本事業は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業主体の採択が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

※本公募は、次世代住宅プロジェクト2025を実施する者に関する公募ではありません。
国で交通省が採択したこれらの事業の採択にあたり必要となる評価及び当該事業の調査・普及・広報を行う者の公募となります。

(3) 事業内容

(評価)

- ① 令和5年度までに採択された事業及び令和7年度に提案される事業に係る住宅の性能に関する評価
- ② 令和5年度までに採択された事業及び令和7年度に提案される事業に係る事業費の積算の妥当性に関する評価
- ③ 過去の関連事業に係る採択案件の成果の検証、実績に基づいた調査分析
- ④ 採択事業に関する採択経緯、事業期間中の取り組み状況等の評価記録の作成
- ⑤ 事業の採択を受けた事業者からの相談対応業務等

(調査、普及・広報)

- ① 事業周知用のホームページ作成及び運営と事業に関する情報の提供
- ② 採択を受けた事業に係る先導的なIoT技術等の普及・広報
- ③ 次世代住宅の機能に係る評価と効果的な活用方法の検討

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和7年4月上旬 ～ 令和8年3月31日

(5) 補助事業者の要件

次の①～③までの全てを満たすこと。

- ① 公平性及び中立性に関する要件

- 公平性及び中立性の高い機関であり、かつ、業として、住宅・建築物を設計し若しくは販売し、住宅・建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。
- ② 事業を的確に遂行する技術的能力に関する要件。
 - 事業を的確に遂行する技術的能力を有すること。
- ③ 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件
 - 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 秘密保持に関する要件
 - 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。

2. 手続等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間：令和7年3月12日(水)～令和6年3月26日(水)
- ② 場所：下記担当部局
- ③ 方法：下記担当よりメールにて送付
 - 説明書の交付を希望する場合は、予め下記(3)の担当まで事前連絡を行うこと。

(2) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限：令和7年3月26日(水)18時00分まで(必着)
- ② 場所：下記担当部局
- ③ 方法：下記担当へ、電子メールにて提出すること
- ④ その他
 - ・電子メールでの提出は1部として、以下の規定により当該メールを提出後、下記担当部局までその到着を確認すること。
 - ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)「Just System一太郎11」「Microsoft Word2016」「Microsoft Excel2016」「Adobe Acrobat ReaderDC」以前の形式に限る。
 - ・ファイルのデータ総量は極力10メガバイト以内とすること
 - ・当該メールの件名は「次世代住宅プロジェクト2025に関する評価、調査及び普及・広報事業の公募への提出」とすること。

(3) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 電話：03-5253-8111

担当：中村・金子・谷／内線：39-421・39-435・39-471

／電子メール：nakamura-y8314@mlit.go.jp;kaneko-m92ta@mlit.go.jp;tani-t2a5@mlit.go.jp

3. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (5) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨について申込書を提出する際に申し出ること。
- (6) 詳細は説明書による。